

来週施行！

事例で学ぶ改正消費者契約法

消費者契約法は、2016年の改正に引き続き、2018年にも改正が行われ、この2018年の改正事項は、2019年6月15日から施行される予定です。そこで、改正の内容や意義を紹介するとともに、具体的な事例を使ってその実務的な活用法を検討するため、シンポジウムを企画しました。

プログラム(予定)

第1部 基調報告「2018年消費者契約法改正の概要」

○報告者 増田 朋記 (弁護士・消費者問題対策委員会委員)

第2部 パネルディスカッション (具体的事例の検討)

○パネリスト 後藤 巻則 さん (早稲田大学教授)

石田 幸枝 さん (全国消費生活相談員協会理事)

吉村 健一郎 (弁護士・消費者問題対策委員会委員)

釜谷 理恵 (弁護士・消費者問題対策委員会委員)

大塚 陵 (弁護士・消費者問題対策委員会幹事)

○コーディネーター 増田 朋記 (弁護士・消費者問題対策委員会委員)

第3部 報告「第3次改正に向けて」

○報告者 大高 友一 (弁護士・消費者問題対策委員会委員)

2019年

6月7日(金)

18:00~20:00

弁護士会館 (開場 17:45)

17階1701会議室にて

参加費無料！ 事前申込み不要！

【定員120名】



〔アクセス〕

- 地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線
「霞ヶ関」駅 B1-b出口
(弁護士会館地下1階に直結)
- 地下鉄有楽町線「桜田門」駅
5番出口から徒歩8分
- JR山手線「有楽町」駅 から徒歩15分

当連合会会員については、テレビ会議システムを利用して、各地の弁護士会へ中継対応をいたします。接続希望の会員は5月30日(木)までに接続希望先の弁護士会へ接続の可否をお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 日本弁護士連合会人権部人権第二課 TEL 03-3580-9510

※当日は当連合会において、写真・映像撮影及び録音を行います。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会のホームページ、パンフレット等に使用される場合があります。撮影されたくない方は、当日、担当者にお知らせください。